

市第 163 号議案 横浜市一般職職員の特種勤務手当に関する条例の制定
市第 164 号議案 横浜市一般職職員の手当に関する条例の一部改正

< 議案の概要 >

平成 22 年度から新たな特種勤務手当（緊急走行等業務手当（ ））の設定

緊急走行等業務手当：消防吏員が消防用車両等の緊急時の運転業務に従事した際に支給

の設定に併せて、給与条例主義の徹底の観点から特種勤務手当の種類等（ ）を条例により規定

種類等：種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法

消防吏員の従事する消防用車両、救急用車両及び消防艇の緊急走行や航行は、一刻も早く災害現場に到着するという消防の使命と周囲の一般車両や船舶への安全配慮義務の遵守とを両立させなければならない業務であり、特種勤務手当の支給要件に該当し、真に支給の必要性があると認められるために、今回、新たな特種勤務手当として設定します。

併せて、地方自治法第 204 条の趣旨を踏まえ、給与条例主義の徹底の観点から、特種勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について、条例で定めます。

地方自治法第 204 条【抜粋】

- 1 普通地方公共団体は、（～略～）普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、（～略～）特種勤務手当、（～略～）を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

1 横浜市一般職職員の手当に関する条例の一部改正（市第 164 号議案）

特種勤務手当の種類等について、「横浜市一般職職員の特種勤務手当に関する条例」（市第 163 号議案）により定めることとします。 [第 1 条]

2 横浜市一般職職員の特種勤務手当に関する条例の制定（市第 163 号議案）

(1) 趣旨

特種勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法を定めます。 [第 1 条]

(2) 特種勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額《裏面資料参照》

『外国勤務手当』、『環境整備業務手当』、『緊急走行等業務手当【新設】』、『ヘリコプター業務手当』

『教員特殊業務手当』、『臨時特殊業務手当』を特種勤務手当の種類として定め、それぞれの手当

について、支給を受ける者の範囲及び額を定めます。 [第 2 条～第 8 条]

(3) 支給方法

特種勤務手当の支給対象期間、欠勤等に係る減額調整、重複支給に係る減額調整等について定めます。 [第 10 条]

(4) その他

・ 条例制定前の特種勤務手当は、本条例の規定による支給とみなします。

・ 事務職員及び技術職員に対する環境整備業務手当は、平成 24 年 3 月 31 日限りで失効します。

[附則第 3・4 項]

3 施行期日（市第 163 号議案 市第 164 号議案）

平成 22 年 4 月 1 日

[附則第 1 項]

[裏面あり]

【資料】特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額の概要（市第 163 号議案関連）

	種類（名称）	支給を受ける者の範囲	（支給）額
現行手当の継続	外国勤務手当 【第 3 条】	外国に所在する公署に勤務する職員	『在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外国公務員の給与に関する法律』に規定する在勤手当のうち在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額に準ずる月額（ただし、在勤基本手当及び配偶者手当は国の基準の 80%、住宅手当の上限額は国の基準の 80%とする。）
	ヘリコプター業務手当 (旧：特別現場業務手当) 【第 6 条】	消防吏員がヘリコプターの操縦業務又は整備業務に従事した場合	操縦業務（飛行時間による） ・ 3,000 時間以上 日額 3,700 円 ・ 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 3,000 円 ・ 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 2,400 円 ・ 500 時間以上 1,000 時間未満 日額 1,700 円 ・ 500 時間未満 日額 900 円 整備業務（資格による） ・ 1 等航空整備士 日額 1,700 円 ・ 2 等航空整備士 日額 1,300 円
	教員特殊業務手当 (旧：特別現場業務手当) 【第 7 条】	高等学校等教育職員給料表（5 級除く。）の適用を受ける職員が、勤務時間以外、勤務を要しない日、休日等に対外運動競技等、部活動又は保健・安全的行事での指導業務に従事した場合	1 日に従事した時間に応じた額 ・ 8 時間以上 日額 5,000 円 ・ 4 時間以上 8 時間未満 日額 2,500 円 ・ 2 時間以上 4 時間未満 日額 1,500 円 ・ 1 時間以上 2 時間未満 日額 1,000 円
個別承認	臨時特殊業務手当 (旧：特別現場業務手当) 【第 8 条】	非常災害の場合等、臨時の業務に従事した場合に人事委員会の承認を得て支給する手当 【平成 7 年以降に支給した主な手当】 平成 7 年 横浜駅周辺異臭事件でのガス検知、人命検索等 日額 4,600 円（最高額） 平成 12 年 有珠山噴火災害での人命救助等 日額 910 円（最低額）	
経過措置の存続	環境整備業務手当 【第 4 条】	一般廃棄物の収集、運搬、処分等その他環境整備に関する業務を所管する資源循環局の事務所、工場等に勤務する職員のうち市長が定める者	技能職員 月額 2,000 円 事務職員、技術職員 月額 9,750 円を超えない額 は、18 年 4 月から経過措置として設定 は、17 年 10 月から 23 年度末までの経過措置
新設	緊急走行等業務手当 【第 5 条】	消防吏員の出勤時に、 ・ 消防用自動車及び救急用自動車による緊急の用務のための運転業務に従事した場合 ・ 消防船(消防艇)による緊急の用務のための航行業務に従事した場合	1 回 300 円 【設定理由】 消防用車両、救急用車両及び消防艇の緊急走行や航行は一刻も早く災害現場に到着するという消防の使命と周囲の一般車両や船舶への安全配慮義務の遵守とを両立させなければならない業務内容であるため